

平成27年度 第12回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成28年 3月25日 (金)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	平成28年 3月25日 午後 2時00分 開 会			
	平成28年 3月25日 午後 4時40分 閉 会			
出 席 委 員	2番	與那嶺 清	7番	宮里 聡
	3番	與那嶺 司	8番	謝花 喜美
	4番	田港 朝茂	9番	玉城 卓
	5番	田場 盛喜	10番	米須 清和
	6番	神谷 正	11番	大竹 恭弘
			12番	比嘉 真友
欠席委員番号	1番	眞栄田 昇		
議事録署名委員	6番	神谷 正	8番	謝花 喜美

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告振興課

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成27年度 第12回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>1番 眞栄田 昇(まえだ のぼる)委員から欠席の届出がありましたが、委員は11名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思います。異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には長田 千絵 (ながた ちえ) さん、議事録署名委員には、6番 神谷 正 (かみや ただし) 委員、8番 謝花 喜美 (じゃはな よしみ) 委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用意向調査について 報告2 平成28年度以降の農地転用案件の審査手続きの変更について
議 長 (日程第4)	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第59号 非農地証明願いについて 議案第60号 農用地利用集積計画の意見決定について 以上です。 本日提案された議案第57号から第60号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが12件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩 (現地調査) 午後 2時 5分 再開 午後 4時20分

議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第 5 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第 5 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、農地法第 3 条許可申請についての内容を説明)</p> <p>2 ページをお開き下さい。「農地法第 3 条調査書」のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可相当と思われます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第 5 7 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 5 7 号について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 5 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 5 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第 5 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 4 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、5 条申請の内容を説明)</p> <p>事務局による現地確認で、申請番号 1 番から 3 番については、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第 5 8 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>

	(質疑なしの声あり)
議長	議案第58号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>議案第59号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第59号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否を求めます。以上です。</p>
議長	ただ今、議案第59の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第59について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第59号「非農地証明願いについて」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第60号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 6ページをお開き下さい。</p> <p>資料確認のため休憩をお願いします。</p>

